

## 議案第 9 号

### 瑞穂町敬老金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

敬老金の額等を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

### 瑞穂町敬老金条例の一部を改正する条例

瑞穂町敬老金条例（昭和 4 5 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「の各号」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 7 7 歳、8 8 歳、9 9 歳又は 1 0 0 歳以上の者であること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により、第 4 条に規定する贈呈の日の属する年の 4 月 1 日から当該贈呈の日まで引き続き町の住民基本台帳に記録され、かつ、町の区域内に居住していること。

第 2 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 3 条第 1 項に規定する住所地特例対象被保険者で、町の

区域内に所在する住所地特例対象施設（同項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下同じ。）に入所等をしているものには、敬老金を贈呈しない。

- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、第4条に規定する贈呈の日の属する年の4月1日前に町の区域内に住所を有していた者が、町の区域外に所在する住所地特例対象施設に入所等をし、当該施設の所在する市町村（特別区を含む。）で敬老金に相当する金員の支給を受けていないときは、敬老金を贈呈する。

第3条第1項を次のように改める。

敬老金の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 77歳又は88歳の者 10,000円
- (2) 99歳の者 20,000円
- (3) 100歳以上の者 30,000円

第3条第2項中「額の」を「額を上限とする」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

瑞穂町敬老金条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 (資格)</p> <p>第2条 町長は、毎年国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する敬老の日(以下「敬老の日」という。)において、次<u>      </u>に掲げる要件を備えている者に対し、敬老金を贈呈するものとする。</p> <p><u>(1)77歳、88歳、99歳又は100歳以上の者であること。</u></p> <p><u>(2)住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、第4条に規定する贈呈の日の属する年の4月1日から当該贈呈の日まで引き続き町の住民基本台帳に記録され、かつ、町の区域内に居住していること。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者で、町の区域内に所在する住所地特例対象施設(同項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下同じ。)に入所等をしているものには、敬老金を贈呈しない。</u></p> <p><u>3 第1項第2号の規定にかかわらず、第4条に規定する贈呈の日の属する年の4月1日前に町の区域内に住所を有していた者が、町の区域外に所在する住所地特例対象施設に入所等をし、当該施設の所在する市町村(特別区を含む。)で敬老金に相当する金員の支給を受けていないときは、敬老金を贈呈する。</u></p> <p>(敬老金の額等)</p> <p>第3条 敬老金の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。</p> <p><u>(1)77歳又は88歳の者 10,000円</u></p>	<p>第1条 略 (資格)</p> <p>第2条 町長は、毎年国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する敬老の日(以下「敬老の日」という。)において、次<u>の各号</u>に掲げる要件を備えている者に対し、敬老金を贈呈するものとする。</p> <p><u>(1)70歳、77歳、88歳、95歳、99歳及び100歳の者</u></p> <p><u>(2)住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に定める届出を瑞穂町にしていること。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、町外から町内の老人福祉施設に入所している者には、贈呈しない。</u></p> <p><u>3 瑞穂町に住所を有していた者が、法令で規定する町外の老人福祉施設に入所し、当該施設の所在する市区町村で敬老金の支給を受けていないときは、贈呈する。</u></p> <p>(敬老金の額等)</p> <p>第3条 敬老金の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1)70歳の者 年額5,000円</u></p>

(2)99歳の者 20,000円

(3)100歳以上の者 30,000円

2 敬老金は、前項に規定する額を上限とする商品券をもって贈呈する。ただし、前条第3項の規定に該当する者については、現金をもって贈呈する。

第4条及び第5条 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2)77歳、88歳及び95歳の者 年額10,000円

(3)99歳の者 年額20,000円

(4)100歳の者 年額50,000円

2 敬老金は、前項に規定する額の商品券をもって贈呈する。ただし、前条第3項の規定に該当する者については、現金をもって贈呈する。

第4条及び第5条 略